

施設の概要

(金額, 人数等の数値は平成28年度実績)

施設名	宇都宮市河内霊園		
所在地	宇都宮市白沢町620番地1		
根拠条例等	墓地, 埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号) 宇都宮市墓園条例(昭和39年宇都宮市条例第1号) 宇都宮市墓園条例施行規則(平成39年宇都宮市規則第4号)		
設置年月日	昭和55年5月		
設置目的・業務内容	設置目的	河内霊園は, 宇都宮市墓園条例(昭和39年条例第1号。以下「墓園条例」という。)に定める施設として, 市民の墓地需用に応えるため, 墓地供給を行うとともに, 利用者の利便に配慮した適切な霊園の管理・運営を行うことを目的としている。	
	業務内容	1 施設の運営に関する業務 (1) 墓地に関する業務 (2) 各種届出の受付業務 (3) 霊園に関する相談業務 2 施設の維持管理に関する業務 (1) 施設の維持管理業務 (2) 清掃に関する業務	
開館時間	—		
休館日	—		
現在の指定管理者	栃木県造園建設業協同組合		
収支概要(千円)	指定管理料等(市支出総額)	—(北山霊園を参照)	
	管理手数料収入	658千円	
利用者数(のべ人数)	910人		
施設構造	—		
敷地面積 (m ²)	8,442m ²	延床面積 (m ²)	—

	施設名	定員（人）	面積（㎡）
主な施設内容	墓所	—	4, 3 1 2
	園路及び駐車場	—	4, 1 3 0
	 	 	
	 	 	
	 	 	
	 	 	
	 	 	
	 	 	
	 	 	
	 	 	
その他の特記事項	墓地の種類及び造成基数 和式墓地 5. 6㎡：770基		